

規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 総務省)

【事務・事業名】 指定管理者の選定プロセスの統一基準策定	
1. 関連する法令	地方自治法
2. 指定管理者の選定プロセスの現状について	<p>本制度導入にあたり、指定管理者の指定の手続については、既下記のとおり通知しており、各団体においては、法律及びこの通知を踏まえ、地域の実情に即した適切な対応を講じているものと考えている。</p> <p>「 第2 公の施設の管理に関する事項 2 条例で規定すべき事項 (1) 「指定の手続」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておくことが望ましいものであること。 ア 住民の平等利用が確保されること。 イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。 ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。」(「地方自治法の一部を改正する法律の公布について(通知)」平成15年7月17日 総行第87号 各都道府県知事あて 総務省自治行政局長通知)</p> <p>なお、平成16年6月1日現在の調査において、 公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定した団体は38団体、 公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定した団体は116団体、 ・ 以外により公募により候補者を募集した団体は43団体、 従前の管理委託者を公募の方法によることなく選定した団体は73団体、 以外で公募の方法によることなく選定した団体は151団体、 ～ 以外の方法により選定した団体は22団体 となっているところ。</p> <p>複数回答があるため、団体数は重複計上。合計団体数は443団体となっているところである。</p>
3. 指定管理者の選定プロセスの統一基準を策定することについて	<p>ご指摘の「選定プロセスの統一的基準の策定」とは選定プロセスの透明性を確保するという趣旨によるものと思われるが、そのような透明性を確保することは、地方公共団体にとっても当然重要である。実際の指定管理者の指定の手続については、こうした観点を踏まえ、地域の実情、対象となる施設の状況等を勘案し、条例により地方公共団体が自主的に定めているところであり、具体の選定は当該条例に基づいて各地方公共団体が実施すべきものである。地方公共団体の自治事務である財産管理のような事務について、国が統一的な基準を策定することは、地方自治の観点からも一般的には適切ではなく、例としてお示した山口県の例のようにそれぞれの地方公共団体が定めることが望ましいと考える。</p>

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

【事務・事業名】 指定管理者の選定プロセスの統一基準策定

4. 個別の質問項目

- 指定管理者制度導入団体の選定手続の実態について、以下の諸点も含めて教えていただきたい。
- ・公募による候補者の募集状況等について
 - ・当該施設の情報(面積、収用人員、応募者に必要な管理能力等)が事前に十分公表され、応募者が検討を行う時間を担保するための募集期間が十分にとられているか。
 - ・選定委員会等による具体的な選定方式(総合評価方式等の入札を伴うものか、随意契約を認めているのか、入札を経ずに選定委員会等での審査で決定しているのか、選定委員会等の傍聴の可能性等)について
 - ・入札を行う場合の具体的な実施状況(一般競争入札、指名競争入札等)について
 - ・個々の案件ごとの選定基準(項目、審査内容、点数等のウエイト等)の事前公表の状況について
 - ・選定結果の公表状況(議事録、候補者全員の評価結果等)について

先に申し上げたとおり、指定管理者の指定の手続については、地方公共団体の条例に委ねられているところであり、具体的な選定手続の実際について網羅的に把握することは困難であるが、平成16年6月1日現在の調査において公募により候補者を募集したと回答のあった団体の中から、別途聞き取り調査等をした結果は以下の通りである。

全庁的に共通の指針を策定し指定管理者制度の導入を図っている団体の例

「指定管理者制度の導入ガイドライン」(平成16年11月・山口県)の概要(山口県HP掲載資料を基に作成。)

指定管理者制度の導入についての全庁的に基本的な考え方、取組方針を取りまとめたもの。
個別の施設ごとにガイドラインに沿って導入の手続等が行われることになるもの。

【ガイドラインの主な内容】 公募手続部分を中心にまとめたもの。

< 取組の基本指針 >

- 1 指定管理者制度導入対象施設
- 2 導入に当たっての留意事項
- 3 指定期間
- 4 選定の方法

公募を原則。PFI事業により建設・管理運営するものや特定の団体が当該施設に係る総合的なノウハウ等を有しており、他者の管理では施設の目的や適正な運営を確保することが著しく困難と認められるものについては、単独で指定することも可。

< 募集 >

1 募集要項の策定

募集要項をガイドラインに基づき個別の施設ごとに策定した上でそれに沿って公募を実施。

施設の概要

- ・ 施設の名称、所在地、設置目的、内容、構造
- ・ 設備・備品の内容

申請の資格

公募に関するスケジュール等

申請の際に提出する書類の内容

審査基準等

- ・ 審査項目
- ・ 選定委員会の設置 を明示
- ・ 業務の範囲及び具体的な内容
- ・ 事業に関すること

規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 総務省)

【事務・事業名】 指定管理者の選定プロセスの統一基準策定

- ・ 施設等の管理に関すること
県が支払う委託料の額等に関する事項
利用料金に関する事項
指定期間
協定に関する事項
責任分担
- 2 周知方法
 - ・ 庁舎等における資料掲示
 - ・ 県HPへの掲載
 - ・ 公募期間は最低1月を確保
- 3 参入事業者等への対応
 - ・ 照会の受付方法、回答の周知
- 4 審査・選定
 - ・ 選定委員会の設置・審査
 - ・ 原則選定委員会を設置
 - ・ 選定委員会の委員構成は原則外部有識者を含める。
 - ・ 審査基準も点数化する等個別・具体的に定める。
- 5 選定結果の通知
 - ・ 申請者すべてに選定結果を通知
- 6 情報公開
 - ・ 選定委員会、審査基準、審議内容などの選定手続や選定結果等の情報について、可能な限りHP等で公開し、透明性・公平性の確保に努める。

個別の選定の例

山梨県「丘の公園」の指定管理者の選定手続の実際の例

山梨県作成資料・聴取に基づき作成。

公募による候補者の募集

指定管理者として、「丘の公園」の管理を希望する者を公募により募集(その際、下記の事項をHP等で公表)。応募資格は、県内に拠点を置く又は置こうとする法人その他の団体(県外も可)。

施設の情報(設置目的・内容・構造等)については実施要領等で公表。

申請書様式・Q & A等は庁舎内にて交付。

募集期間

1ヶ月程度の期間を設定(平成15年10月10日(金)～11月7日(金))

委員会等による具体的な選定方式

- ・ 指定管理者の選定に当たっては、一次審査(書類審査)及び二次審査(プレゼンテーション)を行う。
- ・ 一次審査及び二次審査は、企業局が設置する審査委員会が審査し、評価を行う。

選定基準及びその事前公表

以下の事項について事前に公表。また、更に詳細な審査項目についても事前に公表。

- ・ 事業計画が適切なものであること。
- ・ 事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。
- ・ 最も効果的かつ効率的な管理を実施できる者であること。

選定結果・理由についてマスコミ等に公表。

応募状況についてマスコミ等に公表。

応募総数 6件(うち県内3件、県外3件)

規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 総務省)

【事務・事業名】 指定管理者の選定プロセスの統一基準策定

指定管理者の選定プロセスについて、事前に公表する情報(当該施設の情報、選定基準等)、十分な募集期間をとった公募方式、総合評価方式等による入札方式の併用、選定結果の詳細な公表等に関して、公平性、透明性等の観点から、統一的な基準を作成し、公共団体に周知徹底を行うことについての貴省の見解を伺いたい。なお、要望者から、「現状においては、入札を行い、金額だけで決する方が分かりやすい。選定委員会の議論だけでなく、応募者のプレゼンテーションを市民に公開して、市民の票も加えて決する方法はどうか。」との更なる提案も受けており、併せて回答いただきたい。

先に申し上げたとおり、ご指摘の「選定プロセスの統一的基準の策定」とは選定プロセスの透明性を確保するという趣旨によるものと思われるが、そのような透明性を確保することは、地方公共団体にとっても当然重要である。実際の指定管理者の指定の手続については、こうした観点を踏まえ、地域の実情、対象となる施設の状況等を踏まえ、条例により地方公共団体が自主的に定めているところであり、具体の選定に当たっては当該条例に基づいて各地方公共団体で自主的に判断すべきものである。地方公共団体の自治事務である財産管理のような事務について、国が統一的な基準を策定することは、地方自治の観点からも一般的には適切ではないと思われる。

なお、提案にあるような金額だけで決する方法、応募者のプレゼンテーションを市民に公開して、市民の票を加えて決する方法についても、各地方公共団体が自主的に適否を判断のうえ、これを採用することは可能である。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。